

～家きんを飼養している皆さまへ～

家畜伝染病予防法が改正されました ー飼養衛生管理基準の見直しと早期通報の徹底ー

鳥インフルエンザの発生を踏まえ、「発生の予防」と「早期発見・通報」が徹底されるよう、家畜伝染病予防法が大きく見直されました。少羽数飼養者でも家畜伝染病が発生し、一般農家が飼養する家きんへまん延させるリスクがあります。そのため、家きん飼養者は、飼養羽数の多い少ないに関わらず、飼養衛生管理基準に基づく管理を行うことになりました。



新しい飼養衛生管理基準のポイント

1. 最新情報の確認

家畜保健衛生所が発行する家畜衛生情報や農林水産省のホームページなどを通じて、伝染病の発生予防などに関する情報を積極的に把握しましょう。

2. 衛生管理区域の設定と消毒の徹底

家きん舎とその周辺区域を衛生管理区域としてわかるようにした上で、この区域に出入りする車両、人及び物品は、必ず消毒（消毒に適さないものは洗浄で可）しましょう。

衛生管理区域専用の衣服と靴（上着やブーツカバーでも可）、家きん舎ごとの専用の靴（ブーツカバーでも可）を使用し、家きん舎に出入りする際には、靴の消毒と手指の洗浄又は消毒をしましょう。

野鳥の侵入を防ぐため、防鳥ネットなどを適切に張りましょう。（網目の大きさが2cm以下のもの、もしくは同等の効果を有すると認められるもの）

3. 家きんの健康観察と早期通報

毎日、家きんの健康観察を行い、原因不明で短期間に複数死亡した場合には、家畜保健衛生所へ通報しましょう。農場へ立ち入った人や車両、導入した家きんの記録を取っておきましょう。

なお、家きんを飼養している方で、家畜保健衛生所が発行している衛生情報等が送付されていない方は、東通村役場つくり育てる農林水産課畜産担当までお知らせください。

お問い合わせ先

〈家きんに異状があった場合〉

下北地域県民局地域農林水産部 むつ家畜保健衛生所 ☎0175—22—1254

〈衛生情報等の問合せ〉

東通村役場つくり育てる農林水産課 ☎0175—27—2111（内線131）